

(目的)

第1条 この条例は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第20条の規定に基づき、本市のスポーツの発展に関し特に功績顕著なものを表彰することについて必要な事項を定めることにより、本市のスポーツの発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「スポーツ」とは、運動競技であつて、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) スポーツ賞 スポーツ分野において、特に優秀な成績を収めた個人又は団体
- (2) スポーツ奨励賞 スポーツ賞に準ずる成績を収めた個人又は団体
- (3) スポーツ振興賞 スポーツの普及発展のため、長年にわたり尽力し、その業績が顕著であると認められる個人

(功労者表彰審査委員会)

第4条 前条の被表彰者の選考等を行うため、市長の附属機関として恵庭市スポーツ功労者表彰審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(組織)

第5条 審査委員会は、委員7名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 審査委員会に委員長を置き、会務を総理する。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ会議において指名した委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第8条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 審査委員会の会議は、委員の5名以上が出席しなければ開催することができない。

3 審査委員会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前各項に定めるもののほか、審査委員会の会議に必要な事項は、別に定める。

(被表彰者の決定)

第9条 被表彰者は、市長が審査委員会に諮り、決定する。

(表彰の方法)

第10条 表彰は、市長が被表彰者に表彰状及び記念品を授与してこれを行う。

2 被表彰者となった者がその表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品をその遺族に授与する。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第6条の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成16年3月31日までとする。

附 則(平成23年9月21日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月15日条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(恵庭市スポーツ功労者表彰条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の恵庭市スポーツ功労者表彰条例(次項において「旧条例」という。)第4条の規定による恵庭市スポーツ功労者表彰審査委員会については、この条例による改正後の恵庭市スポーツ功労者表彰条例(次項において「新条例」という。)第4条の規定による恵庭市スポーツ功労者表彰審査委員会とし、同一性をもって存続するものとする。

6 この条例の施行の際現に旧条例第5条の規定により恵庭市スポーツ功労者表彰審査委員会委員に委嘱されている者については、新条例第5条の規定による恵庭市スポーツ功労者表彰審査委員会委員に委嘱された者とみなす。